

基本チェックリストについて

平成29年1月12日

(1) 新規申請者の相談・申請窓口について（*別紙フローチャートを参照）

- 相談や申請の窓口は、「市役所高齢者福祉課」及び「高齢者あんしん相談センター5カ所（以下「包括」）」となります。平成29年4月以降は、この窓口において、
- ①明らかに要介護状態である、又は予防給付に該当するサービスを希望している場合は、認定申請の手続きを行います。
 - ②サロン等の地域での通いの場を探している等、一般介護予防事業のみを希望する場合は、健康増進センターに相談してもらうようにつながります。
 - ③上記以外の場合は、受付シートを活用し、相談者の状況により、基本チェックリストの実施か、認定申請の受付かを判断します。

(2) 基本チェックリストについて

①基本チェックリストの有効期間

○事業対象者としての有効開始日・・・基本チェックリスト実施日

＊認定期間が残っている方については、認定期間満了後から有効となります。

○事業対象者としての認定有効期間

・・・有効期間は設定しませんが、実施から1年を経過するごとに、再度、基本チェックリストを実施し、ケアマネジメントを行い、ケアプランを提出します。

②基本チェックリストの実施における注意点

基本チェックリストは原則として利用希望者本人に記入していただきますので、相談窓口には本人がいない場合には、後日、担当包括の訪問等により本人に記入していただくことになります。

③基本チェックリスト実施後

基本チェックリストにより事業対象者となった場合は、包括によるケアマネジメントを行い、ケアプラン作成後サービスを利用します。

(3) 更新者への更新案内について

A：要介護者 → 変更なし（満了のお知らせ・申請書・事前質問書）

B：要支援者（2か月前の給付管理でサービス利用の有無を確認）

ア）サービス利用あり

→追加あり（総合事業案内・満了のお知らせ・申請書・事前質問書）

イ）サービス利用なし

→変更あり（総合事業案内・満了のお知らせ）

→相談者の状況等を聴き取り、必要に応じて基本チェックリストを実施